

ねんきん定期便(現役加入者あて)が送付されます

社会保険庁では、平成21年4月から、国民年金・厚生年金の現役加入者の皆さまに「ねんきん定期便」を毎年誕生月にお送りします。皆さまの大切な年金記録を正しいものとするため「ねんきん定期便」の確認にご協力をお願いいたします。

○送付対象者

- ① 現に国民年金または厚生年金保険の被保険者である方
- ② 60歳未満の共済組合加入者のうち、過去に国民年金、厚生年金保険等の加入期間がある方
- ③ 60歳未満の基礎年金番号を有する方で、制度未適用となっている方

○ねんきん定期便の内容

- ① これまでの年金加入期間
(未納期間を除く)
- ② 年金見込み額
- ③ 50歳以上の方は、将来の年金見込み額
- ④ これまでの年金加入月別状況
(厚生年金加入中の標準報酬

・50歳未満の方は、これまでの加入実績に応じた年金額

③ これまでの保険料納付額

④ これまでの年金加入月別状況
(厚生年金加入中の標準報酬

月額・賞与額等)

- ⑤ 国民年金の保険料納付状況等
- 年金加入記録回答票

内容を確認いただき、もれや誤りがある場合は同封の回答票にて、回答をお願いします。

なお、昨年のねんきん特別便に回答のなかった方、58歳到達年度の方、標準報酬月額に極端な増減のある方にはオレンジ色の封筒で送られ、必ず回答していただく様式となっております。

○年金受給者の方

本年中に厚生年金受給者の方へ「標準報酬のお知らせ」の送付を開始する予定です。

※ご質問・お問い合わせは「ねんきん定期便専用ダイヤル」0570・058・555へお願いします。

I P 電話(ひかり電話など)・PHSからは03・6700・1144にお電話ください。

〔お問い合わせ先〕

町民課 ☎22・3117
 大正総合支所町民生活課 ☎27・0112
 十和総合支所町民生活課 ☎28・5112

年金相談を実施します

あなたの年金(国民年金・厚生年金など)について、高知西社会保険事務所の係員が直接お答えします。

相談される方は、あらかじめ役場年金係へご連絡して予約していただくようお願いいたします。年金手帳、年金証書などお持ちの方はご持参ください。

※ご本人の相談でない場合(配偶者、子等)は委任状が必要となります。用紙は本庁、各総合支所にありますので、事前に記入してご持参ください。

【日時】

- 7月22日(水)
- 大正総合支所
(午前10時30分～正午)
- 十和総合支所(午後1時～3時)
(正午～午後1時は昼休み)

〔お問い合わせ先〕

町民課 ☎22・3117
 大正総合支所町民生活課 ☎27・0112
 十和総合支所町民生活課 ☎28・5112

全国一斉

『子どもの人権110番』
 強化週間のお知らせ

学校や友達関係、家庭の悩み聞いて欲しい事、いじめ、体罰、虐待、みんなの回りで起ったことを、電話で何でも安心して相談してください。

(相談料はいりません。秘密は守ります)

※I P 電話からは接続できません

☆電話番号(フリーダイヤル)
 0120・007・110

☆実施期間

6月28日(日)～7月4日(土)

☆時間

月～金
 午前8時30分～午後7時
 土・日
 午前10時～午後5時

☆開設場所

高知地方方法務局人権擁護課

